**中心市街地にぎわい創出イベント企画運営業務**

**公募型プロポーザル実施要領**

**1 業務概要**

（1）目　的　　　新型コロナウイルス感染症の影響により、中心市街地への来街者が減少しにぎわいが落ち込むなか、市街地再開発事業や道路整備などの工事が続くこともあり、中心市街地への来訪意欲が低下し市民の足がさらに遠のく懸念がある。

こうした状況を踏まえ、中心市街地への集客と周辺の回遊性を生み出すとともに、商店街等の活性化を図るためのイベントを実施し、中心市街地におけるにぎわいを創出することを目的とする。

（2）業務名　　中心市街地にぎわい創出イベント企画運営業務（以下「業務」という。）

（3）業務内容　別紙「中心市街地にぎわい創出イベント企画運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（4）業務期間　契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

**2 業務に要する費用（予定価格）**

6,100千円（税込）

※参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

※本業務に関する協議や各種打ち合わせ、申請等に要する経費も業務に要する費用に含まれる。

**3 参加資格**

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

（1）福井市内に主たる営業所を有していること。

（2）福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格等に関する要綱（平成11年12月20日施行）の規定に基づき、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている又は公表日から参加申込書の提出期限までの間に、福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書を提出済みであること。なお、申請書を提出中の場合、資格審査において認定されなかった時点で本件に関する参加資格を喪失する。

（3）公表日から受託候補者特定の日までの間に、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成14年4月1日施行）による指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。

（4）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（5）破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。

（6）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（7）役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

（8）参加申込をする時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。

①　親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）

②　親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係

③　一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

④　一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係

（9）当該プロポーザルにおいて、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する組合又は団体をいう。）として参加する場合は、その組合員又は会員ではないこと。

（10）国税及び地方税の滞納がないこと

（11）宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

（12）平成30年4月1日から令和4年8月30日までの間に本業務と類似性のある催事（店舗・ブース出展等による賑わいの創出に寄与するイベント等）を企画運営した実績があること。

（13）複数の事業者により構成される共同体で参加する場合は、次に掲げる項目を全て満たすこと。

①共同体は、3者以下で構成すること。

②共同体の構成員は、業務委託において当該共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。

③共同体の構成員は、単独又は他の共同体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

④共同体の代表者は、上記（1）から（12）に掲げる事項をすべて満たしていること。その他の構成員は、上記（1）から（11）に掲げる事項をすべて満たしていること。

4 質問の受付及び回答

（1）提出期限：令和4年9月6日（火）17時00分（必着）

（2）提出方法：別添の質問票（様式1）により、持参、ＦＡＸ又は郵送にて提出すること。

※上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。なお、共同体での申請の場合は代表者が行うこと。

（3）提出先：13 担当部署（提出・問い合わせ先）のとおり

（4）回答日：令和4年9月9日（金）

（5）回答方法：市ホームページに掲載

5 参加申込書等の作成及び提出

（1）提出書類

① 参加申込書（様式2）

② 誓約書（様式3）

※共同体の場合は全ての構成員のもの

③ 共同体結成届書 （様式4）

※共同体を結成する場合のみ

　　④ 福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書の受領書の写し（受付印が押してあるもの）

⑤ 業務実績調書（様式5）

　＜注意事項＞

　　・資格者名簿に登録されている者は④の書類は提出不要とする。

（2）提出部数　各1部

（3）提出期限等

① 提出期限：令和4年9月13日（火）17時00分（必着）

② 提出先：13 担当部署（提出・問い合わせ先）のとおり

③ 提出方法：持参又は郵送によること。

※持参の場合は、平日の9時から17時までの間に提出すること。

※郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

6 参加資格審査の結果通知

　　参加申込書を提出した者については参加資格要件を審査し、その結果（参加資格の有無）を令和4年9月16日（金）に電子メール等で連絡する。

7 企画提案書の提出

　　参加資格要件を満たした者は、次のとおり書類を提出すること。なお、企画提案書については、仕様書に基づき、提案の特徴を明確にするとともに、業務を実現するために可能な限り具体的な内容を記載すること。なお、企画提案書提出期限までに提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

（1）提出書類

1. 企画提案書提出届（様式6）
2. 企画提案書（任意様式）

（2）提出部数　各10部（正本1部、副本9部）

※Ａ4判縦、左綴じを原則とし、ページ番号を付してファイル等に綴じて提出すること。なお、Ａ3判は、片袖折りにして綴じ込むこと。

（3）提出期限等

① 提出期限：令和4年9月20日（火）17時00分（必着）

② 提出先：13 担当部署（提出・問い合わせ先）のとおり

③ 提出方法：持参又は郵送によること。

※持参の場合は、平日の9時から17時までの間に提出すること。

※郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

（3）留意事項

　　・企画の提案は1者（又は1共同体）につき1案とすること。

8 企画提案書の審査方法

（1）審査方針

企画提案書内容の審査は別に設置する「審査委員会」において、企画提案書に基づくプレゼンテーションを実施し、総合的に審査した上で受託候補者を1者選定する。

1. 日時：令和4年9月29日（木）予定　※詳細は別途通知する。
2. 場所：ハピリン4階福井市総合ボランティアセンター研修室（福井市中央1丁目2-1）
3. 方法：プレゼンテーション及び質疑応答

・プレゼンテーション及び質疑応答は、各提案者30分（説明20分、質疑応答10分）以内とし、非公開で行う。

・出席者は5名以内とする。なお、共同体については、代表者及び構成員1名以上は必ず出席すること。

・業務に携わる担当者が説明を行うこと。

・プレゼンテーションは、企画提案書に沿ったものとし、審査委員会当日の企画提案書等の差替え、追加資料の配布は認めない。ただし、投影資料の枚数は問わない。

・プロジェクター及びスクリーンは市が用意するため、使用を希望する場合は事前に連絡すること。なお、パソコン等は提案者が用意することとし、その動作確認は提案者の責により行うこと。

（2）審査基準

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 審査内容 | 配点 |
| 企画内容 | ・中心市街地への集客及び周辺の回遊を促進する内容となっているか。 | 20 |
| ・周辺の商業施設や商店街等での消費活動につながる内容となっているか。 | 15 |
| ・集客ターゲットの設定は適切にされているか。 | 10 |
| ・若者層やファミリー層が中心市街地に来街するための工夫がされているか。 | 10 |
| ・集客力を高めるための日時設定や実施場所の選定は適切か。 | 10 |
| ・北陸新幹線福井開業の機運醸成に資する企画が提案されているか。 | 5 |
| 広報 | ・効果的な広報手段を取り入れているか。 | 15 |
| 運営体制 | ・本業務を円滑に遂行する実施体制となっているか。 | 5 |
| 収支計画 | ・経費の積算に妥当性があり、費用対効果を踏まえた内容となっているか。 | 10 |

（3）審査結果の通知

1. 審査結果は提案者全者に対し、令和4年10月上旬に書面により通知する。
2. ・提案事業者数及び受託候補者については、市ホームページに掲載する。

・審査経緯については公表しない。

・審査内容及び結果についての異議は一切受け付けない。

9 スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 実施要領等の公表 | 令和4年8月30日（火） |
| 質問期限 | 令和4年9月　6日（火）17時00分（必着） |
| 質問回答 | 令和4年9月　9日（金） |
| プロポーザル参加申込書等の提出期限 | 令和4年9月13日（火）17時00分（必着） |
| 参加資格審査の結果通知 | 令和4年9月16日（金） |
| 企画提案書の提出期限 | 令和4年9月20日（火）17時00分（必着） |
| 審査（プレゼンテーション） | 令和4年9月29日（木）予定 |
| 審査結果の通知・公表 | 令和4年10月上旬予定 |
| 契約締結日 | 令和4年10月上旬予定 |
| 業務開始 | 令和4年10月上旬予定 |

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

（1）参加資格要件を満たしていない場合

（2）提出書類に虚偽の記載があった場合

（3）実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

（4）審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

（5）参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合

11 契約の締結等

本業務に係る契約は、令和4年度9月補正予算の成立後に締結する。本業務に係る予算が成立しなかった場合は、契約を締結しないものとする。

審査委員会において選定された受託候補者と随意契約に係る協議を行い、業務に係る仕様書を確定させ、改めて見積書を徴した上でその内容に基づく随意契約の手続きを行うものとする。

ただし、次のいずれかの事由により受託候補者と契約が締結できない場合は、提案者のうち順位の高い者から順に契約締結の協議を行う。

（1）福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成14年4月1日施行）による指名停止を受けることとなった場合

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合

（3）見積書の金額が業務に要する費用（予定価格）を超過した場合

（4）提出書類に虚偽の記載があった場合

（5）受託候補者が契約の締結に応じない場合

（6）受託候補者の財務状況悪化等により業務の履行が確実でない恐れがある場合

（7）その他の理由により、受託候補者と契約の締結が不可能になった場合

12 その他の留意事項

（1）提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

（2）提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。

（3）提出書類は返却しない。

（4）提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。

（5）書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。

（6）提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。

（7）企画提案の内容については、採用決定後に当課と協議の上、変更して実施することがある。

（8）福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

なお、当該プロポーザル実施に関する情報については随時、市ホームページに掲載する。

（9）企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、福井市が必要と認める場合には、福井市は、受託候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

（10）受託者は、 業務履行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

（11）その他、不明な点については、13 担当部署（提出・問い合わせ先）に照会すること。

13 担当部署（提出・問い合わせ先）

福井市都市戦略部都市整備課

〒910－8511

福井市大手3丁目10番1号（福井市役所本館5階）

ＴＥＬ：（0776）20－5454

ＦＡＸ：（0776）20－5764

電子メール：tosiseibi@city.fukui.lg.jp